

中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・	・	法人名	
-------------	-------------	---	---	-----	--

旧別表六の二(四) 平二十一年・四・一以後終了連結事業年度分

御注意

平成21年4月1日以後に開始する連結事業年度については、平成21年6月改正後の法人税法施行規則別表六の二(四)(別表六の二(四))を御使用ください。

		繰越税額控除の計算に関する明細				
中小連結法人の試験研究費の税額控除	試験研究費の額の合計額 (各連結法人の旧別表六の二(四)付表一「1」の合計)	1	前期超過要件に係る前連結事業年度の試験研究費の額の合計額	10	円	
	中小連結法人税額控除限度額 (1) × $\frac{12}{100}$	2	当該連結親法人事業年度の月数 前連結親法人事業年度の月数	11	円	
	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	3	改定試験研究費の額の合計額 (10) × (11)	12	円	
	当期税額基準額 (3) × $\frac{20}{100}$	4	改定試験研究費の額の合計額 〔各中小連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計〕	13	円	
	当期分の特別控除額 (2)と(4)のうち少ない金額	5	上記以外の場合 試験研究費の額の合計額 (前期の(1))	14	円	
前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (4) - (5)	6	連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額 15	当期控除額 16	翌期繰越額 (15) - (16) 17
	繰越中小連結法人税額控除限度超過額 (15)の計	7	平 平	(旧別表六の二(四)付表二「36」) 円	円	
	同上のうち当期控除額 (6)と(7)のうち少ない金額 (1) ≤ ((12)、(13)又は(14)の場合は0)	8	平 平	(旧別表六の二(四)付表二「36」) 円	(8)	円
	法人税額の特別控除額 (5) + (8)	9	計	(2)	(5)	
			当期分			
			合計			

## 旧別表六の二（四）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第6項又は第7項（中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、当期において法人税額がないためその後の連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようと

する場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

2 「 $\frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{\text{前連結親法人事業年度の月数}}$  11」の記載

に当たっては、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。